

公 告

鳥取市移住定住専用ポータルサイト新設業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和3年8月20日

一般財団法人鳥取開発公社
理事長 羽 場 恭 一

1 委託業務の内容

(1) 業務名

鳥取市移住定住専用ポータルサイト新設業務

(2) 業務内容

鳥取市移住定住専用ポータルサイト新設業務仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

(4) 委託費上限額

金7,997,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 参加資格

本件公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について、令和元年鳥取市告示第210号に基づく競争入札参加資格を有する者(登録に関する申請書を提出し、審査中のものを含む。)であること。
- (3) 公告の日から企画提案書の提出期限までのいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱(平成25年4月1日制定)に基づく指名停止措置(同要綱附則第4項の規定による指名停止措置を含む。)を受けている期間がない者であること。
- (4) 公告の日から企画提案書の提出期限までのいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 鳥取県内に本店又は営業所等を有する者であること。

3 実施要領の交付

本件公募型プロポーザルの実施要領(以下「実施要領」という。)は、一般財団法人鳥取開発公社ウェブサイト(<http://tottori-kk.or.jp/>)からダウンロードによる。

(1) 交付期間

この公告の日から同年8月31日(火)までの日

4 選定日程（予定）

令和3年8月20日（金）	募集開始
令和3年8月31日（金）	質問の受付期限
令和3年8月31日（金）	参加意向表明書提出期限
令和3年9月17日（金）	参加申込み・企画提案書提出期限
令和3年9月24日（金）	プロポーザル選定委員会開催（プレゼンテーション及びヒアリングの実施）
令和3年9月27日（月）	審査結果の通知（公表）
令和3年9月下旬（予定）	契約交渉・契約締結

5 参加意向表明書及び参加申込み・企画提案書の提出方法等

（1）参加意向表明書

本件公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加意向表明書を提出すること。

- ア 提出期限 令和3年8月31日（金）午後5時（必着）
- イ 提出方法 下記6宛に、参加意向表明書（様式第2号）を電子メールに添付し送信すること。

（2）参加申込み・企画提案書

- ア 提出期限 令和3年9月17日（金）午後5時（必着）
- イ 提出場所 下記6に同じ
- ウ 提出方法 持参または郵送（郵送による場合は、郵便書留とし、提出期限までに必着とする。持参による場合は、提出期限までの日（鳥取市の休日を定める条例に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までに限り受け付ける。）

6 問い合わせ先及び各種書類提出先

〒680-0022 鳥取市西町二丁目311番地（鳥取市福祉文化会館5階）

一般財団法人鳥取開発公社

《電話》（0857）22-4742

《ファクシミリ》（0857）21-8074

《電子メール》 tott11@tottori-kk.or.jp

7 企画提案書等の審査

参加表明書及び企画提案書を提出した者のうちから、書類審査及びヒアリングにより審査を行い、その結果に基づいて理事長が本件業務における業務委託者を選定するものとする。

8 その他

- （1）関連情報を入手するための照会窓口は、上記6とする。
- （2）参加表明書及び企画提案書の提出、プレゼンテーション等に要する費用は、参加者の負担とする。
- （3）提出された書類は、いかなる場合でも返却しない。
- （4）その他詳細は、実施要領による。